

別紙

志布志市建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等の入札・契約事務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求及び働きかけへの対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、建設工事等の入札・契約事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等 志布志市建設工事等有資格業者の指名停止に関する規程（平成22年志布志市訓令第12号。以下「指名停止規程」という。）第2条第1号に規定する建設工事等をいう。

(2) 不当な情報提供要求 建設工事等の入札・契約に係る次に掲げる情報のうち、公表されていないものの提供を職員に対して要求する行為をいう。

ア 一般競争入札の入札参加申込者の名称又は数

イ 指名競争入札の指名業者の名称又は数

ウ 予定価格（設計額及び入札書比較価格を含む。）

エ 最低制限価格

オ 低入札価格調査基準価格

カ 総合評価方式に係る技術評価点

キ その他入札・契約に関する秘密に属する情報

(3) 不当な働きかけ 職員に対して建設工事等の入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適當な行為を行うことを要求することをいう。

(4) 不当な情報提供要求等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。
(不当な情報提供要求等への対応)

第3条 職員は、不当な情報提供要求及びその疑いのある要求に対しては、回答してはならない。

2 職員は、不当な働きかけ及びその疑いのある行為に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して不当な情報提供要求等記録簿（様式第1号。以下「記録簿」という。）を作成する旨及び記録簿は公表することがある旨を告知するよう努めるものとする。ただし、不当な情報提供要求等が志布志市不当要求行為等の防止に関する規程（平成19年志布志市訓令第9号）第2条に規定する不当要求行為等に該当する場合は、当該規程に定めるところによる。

（記録及び報告）

第4条 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたとき、若しくは他の職員が不当な情報提供要求等に関与している事実を知ったときは、速やかに記録簿を作成し、当該職員の所属する課等の長（以下「所属課長」という。）に報告しなければならない。

2 所属課長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容が不当な情報提供要求等に該当するか否かについての意見を記録簿に付記し、財務課長に報告するとともに、当該記録簿の写しにより当該建設工事等を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）に報告するものとする。

3 財務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容が不当な情報提供要求等に該当するか否かを所管課長と協議の上判断し、不当な情報提供要求等に該当すると判断したものについては、不当な情報提供要求等一覧表（様式第2号。以下「一覧表」という。）を作成して、副市長に報告するものとする。

4 副市長は、一覧表による報告を受けたときは、市長に報告するものとする。

5 財務課長は、第3項の規定による協議等の結果を記録簿に付記するとともに、記録簿及び一覧表を適正に保管しなければならない。

（公表等）

第5条 市長は、不当な情報提供要求等の内容を確認し、特に必要があると認めるときは、一覧表の全部又は一部を公表するものとする。

2 市長は、不当な情報提供要求等を行ったと認められる者が、指名停止規程第2条第2号に規定する有資格業者であるときは、情報入手の有無にかかわらず、同規程に基づいて当該有資格業者に対して指名停止の措置を行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第2号（第4条関係）

不当な情報提供要求等一覧表（ 年度）

年 月 日公表

番号	不当な情報提供要求等を受けた日	担当所属	不当な情報提供要求等の内容	相手方